

税務署からの  
お知らせ

# 11月4日(火)から税務相談は、 国税局「電話相談センター」でお受けします

電話の  
しかた

税務署へ電話する  
☎74-3276

自動音声案内にて  
案内

案内に  
従い  
番号  
選択  
(アナウンス中でも番号の選択はできます)

1

## 電話相談センター

- ・税法の解釈や適用方法
- ・申告や申請の方法 などの相談

案内に従い番号選択(アナウンス中でも番号の選択はできます)

1. 個人の所得税  
事業、農業、不動産貸付業、年金、中途退職、住宅ローン控除、所得控除(医療費、配偶者、扶養、社会保険料、生命保険料、地震保険料)など
2. 相続税・贈与税、不動産や株式の譲渡(土地・建物、株式の譲渡)
3. 法人税、源泉所得税(年末調整)
4. 消費税、印紙税
5. その他不明の場合

2

## 税 務 署

- ・面接相談の予約
- ・税務署からの調査、照会、お尋ねに関する事
- ・納税に関するご相談、お問い合わせ
- ・税務署の職員に直接ご用がある方 など



お問い合わせ  
佐渡税務署 総務課  
☎74-3276

- ・国税に関するご相談は、まず電話にてお問い合わせください  
10月24日(金)をもって、税務相談室分室は閉鎖しますので、ご注意ください。
- ・税務署でご相談を希望される場合は、事前に電話予約をお願いします  
所轄税務署でのご相談を希望される方は、事前に電話予約をいただいた上で、面接  
相談を行っています。当日は、関係書類等をご持参ください。

ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪

実施期間

## 高齢者交通事故防止運動実施中

10月1日(水)～11月30日(日)  
までの2か月間

昨年の県内での交通事故死者のうち、高齢者が占める割合は56.3%と過去最高を記録しました。  
例年、日没が早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間に高齢者事故が多発します。

### 【運動の重点】

#### ● ライト上向き走行の励行と夕暮れ時の早めのライト点灯

- 夜間に対向車等がない時は、ライト「上向き走行」が基本です。  
ライトをこまめに切替えて歩行者の早期発見に努める運転を  
心がけましょう。

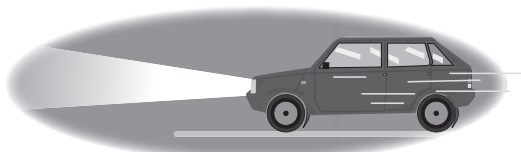
〈ヘッドライト照射距離〉 ライト上向き…約100m ライト下向き…約40m

- ドライバーは、「早めのライト点灯」で、自分が「見る」ことはもちろん、自分を「見  
せて」、交通事故を防止しましょう。

〈ライト点灯時間の目安〉 10月中→午後4時30分 11月中→午後4時

#### ● 道路横断時における左右の安全確認の徹底と反射材の活用

- 平成19年中の県内で発生した高齢者の歩行中の交通死亡事故で45人の方が亡く  
なっています。そのうち、道路横断中が37人と最も多く、歩行中死者の約82%を  
占め、明るい服装の人に比べて、暗い服装の人が2倍の確率で事故当事者となっています。
- 夜間の高齢者の歩行中の交通事故死者27人中、反射材の着用者は、わずか1人でした。夕暮れ時以降に外出する  
ときは、明るい服装を心がけるとともに、夜光反射材を身につけましょう。



夜間走行はライト上向き走行が基本



ライト点灯は早めに

お問い合わせ 市役所 防災管財課 ☎63-5135